

寄稿

フランスのスパセラピーとマッサージ

殿山 希、ジュアンド康子、成島朋美

日本温泉気候物理医学会雑誌

第76巻 平成25年2月 第2号 別刷

寄稿

フランスのスパセラピーとマッサージ

殿山 希¹⁾、ジュアンド康子²⁾、成島朋美¹⁾

抄 録

2012年3月19～28日、フランスに滞在して現地でスパセラピーを視察する機会を得た。

SPAセラピーとは、「水による健康法」の意味で、温泉水を用いる温泉療法 *le thermalisme*、海水を用いる海洋療法 *la thalassothérapie*、水を用いる水治療法 *la balnéothérapie* を指し、フランス自然療法のひとつである。

フランスには、89カ所の温泉地がある。18日間（日曜を除く3週間）の温泉地滞在での温泉水を用いた治療である温泉療法に国の健康保険が適応となる。一方、海洋療法は、現在はリラクセーションとして扱われている。

温泉療法と海洋療法では、ジェットバス入浴、シャワーマッサージ（シャワー圧注）、マッサージ、プールでの運動法、泥療法（泥パックとラッピング）など同様の施術を行うが、使用している水（温泉水・海水）、目的（病気の治療・ウェルビーイング）、対象（患者・一般健康者）、施術を行う者（医療マッサージの免許を持つ人・エステティシャンや水治療法士）が異なる。また、温泉療法センターにおいても、治療部門とリラクセーションスパでは、同様の違いがあった。

フランスでは、マッサージとは医療マッサージを指し、*masseur-kinésithérapeute* の国家資格を持つ人が行い、国の健康保険の適応となる。病院や温泉療法センターで働き、また、開業権も持つ。

一方、ウェルビーイングを目的とした施術は法的規制を受けず、医療的目的で行われる *massage* とは区別されており、エステティシャンの資格を持つ人が主に行っていた。

キーワード：フランス、スパセラピー、温泉療法、海洋療法、マッサージ

I 緒言

著者は2012年3月19日～28日、所属のプロジェクトでフランスに滞在した。著者の所属はあん摩マッサージ指圧師の国家試験受験資格を与える日本で唯一の高等教育機関であるので、フランスのマッサージ事情、その資格制度・教育の調査と自然療法の視察が目的であった。調査の中から、主に本学会に関連があると考えら

れる現代フランスのスパセラピーとマッサージについて報告する。本原稿で紹介する視察地をFig. 1に示す。なお、現地の理解には、文化や社会的背景を知る必要があり、フランスのスパセラピー、温泉療法・海洋療法の総論部分はジュアンド康子が執筆し、視察による詳細とマッサージ事情は殿山希が執筆、成島朋美が写真撮影を担当している。

（投稿受付日：2012年11月9日，掲載決定日：2012年12月20日）

1) 筑波技術大学保健科学部保健学科鍼灸学専攻

2) SPA ジャーナリスト、元在日フランス大使館經濟部

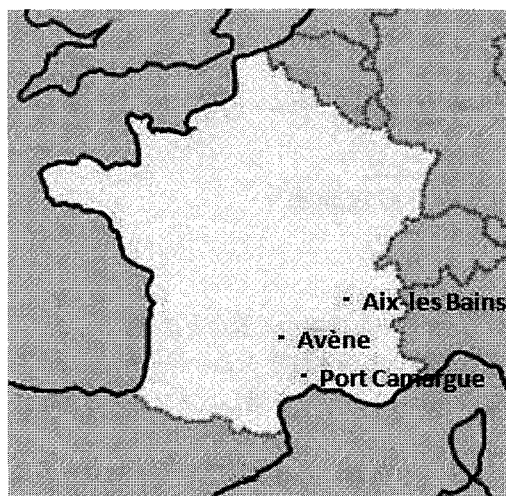


Fig. 1 Study area in France

II SPA セラピー

1. フランスのSPA セラピー

フランスで、SPA とは、本来、ラテン語の“*Sanitas Per Aquam*”、“*Solus Per Aqua*”、“*Salut Per Aqua*”、“*Samus Per Aqua*” の略で“水による健康法” (health through water) を意味する。温泉水を用いる温泉療法 *le thermalisme*、海水を用いる海洋療法 *la thalassothérapie*、水を用いる水治療法 *la balnéothérapie* を指すが、フランスで各用語の確固たるコンセンサスはなく、英語訳の混乱も生じており、単純に日本語に置き換えるのは難しい。それぞれの現場では、治療やリハビリなど医療として、また、リラクゼーションやリフレッシュなどヘルス・ツーリズムの場として、これらの“水”と組合せた手や機器によるマッサージ施術を中心に、ファンゴ、海藻等のパック、飲泉、蒸気サウナ、蒸気吸入など、症状や目的に応じプログラムし、ジムや水中の軽い運動と組み合わせ行っている。バランスよく低カロリーの食事を提供し、ストレスを軽減すべく環境の整備など、全体的な取組みがみられる。

2. 温泉療法

フランスで温泉が衛生や医療に利用されたの

は古代ローマ時代に遡り、19世紀に大きく飛躍した。1853年にフランス温泉気候医学会 *Société Française d'Hydrologie et de Climatologie Médicales* が発足し現在に至る。

山間部を中心に89ヶ所の温泉地に105の温泉療法施設 *thermé* (以下、テルメ) が点在し、現在、毎年約50万人が温泉療法を受けに訪れる。

1945年に健康保険が創設され、1947年にクレノセラピー *crénothérapie* 政令と1950年の公布により、ある種の施術に対して、温泉療法も保険適用が許可された。元々温泉療法が多く利用されていた慢性疾患や症状に適用されていき、現在、12の疾患・症状 *pathologies* に対し保険適用があり、約8割がリウマチである。温泉療法の健康保険占有率減少、保険の赤字問題、効果への疑問視等から保険適用を維持するために、効果の科学的な立証に迫られている。行政との交渉、国民への理解や温泉療法に懐疑的な医師等に対し、正確な情報発信を強化すべく2002年に3つの主要温泉団体が *Conseil National des Exploitants Thermaux (CNETh)* として統合された。同機関は、2004年 *Association Française pour la Recherche Thermale (AFRETH)* を設立し、温泉療法の科学的立証を目的に研究を進め、現在、不安障害¹⁾ や変形性膝関節症²⁾ などへの効果を発表している。

多くのテルメは、午前中で温泉療法を終えるため、午後は、病気でない人を対象に体調改善 *remise en form* という1~2週間のコースを、保険に規制されず市場ニーズに応じた自由なウェルネスSPAも展開している。

フランスの温泉地は、滞在して心地良い町全体の自然環境づくりに力点を置き、腰痛や生活習慣病などのセミナー開催・帰宅後も続けられる運動指導など予防医学の場であり、家族や職場に理解してもらえない病をテルメのスタッフや町全体が理解し受け容れ、同じ病の他者との交流を通して精神面の強いサポートが得られる

場であり、雇用確保の経済資源として健康と経済循環型のシステム構築がみられる。

1) Aix-les-Bains の温泉療法

フランス最大の湖、美しい水の Bourget 湖に面した Aix-les-Bains には、泉質・効能が異なった2種類の温泉がある。

a) リウマチに対する温泉療法

フランス国立スパ Thermes Nationaux Chevalley (Fig. 2) は、リウマチ治療の温泉療法センターである。2010年より Valvital グループが営業しているが、最後の国立スパであることから「国立スパ *Thermes Nationaux*」を名に残す。Chevalley の 70°C と Reine-Hortense の 38°C の源泉から温泉水を引いて合わせて用いる。泉質は重炭酸カルシウム、硫酸塩、硫黄。 *masseur-kinésithérapeute* (マッサージや運動療法を行う国家資格。資格や仕事内容については後述。以下、マッソ・キネと記す) の Christian Jaquier 氏から説明をいただいた内容である。

当センターは、午前健康保険適応のリウマチ患者の治療に、午後は *bien-être* (well-being) を求めるリラクゼーション目的の一般者に開放される。施設利用者の 85% が健康保険適応の患者、12% は費用自己負担のリラクゼーション目的、3% は併設研究所のプロジェクトである予防医学研究の被験者として公募で集まった人達 (費用自己負担) である。利用者の平均年齢

は 68 歳。著者らが訪問した 3 月 20 日は 1,600 人の予約があり、最も多い日には 2,600 人の予約がある。

スタッフは、医師、マッソ・キネ、水治療師 (温泉療法をするために 600 時間の研修を受けたスタッフ)、研修を受けていないスタッフがいて、互いに協調して治療していく。

当センターには、リウマチ科医が常駐。また、町の 20 人の開業医が提携している。自分がここで診察を行う担当日に自分の患者が来所して温泉療法を受けることもできる。リウマチ医が作ったプログラム (処方箋) を持ってやって来る患者もいる。18 日間の温泉療法中 3 回 (治療前・治療中・治療終了時) 医師は効果を評価する。

3 つの治療室はそれぞれ約 100 人の収容が可能な大きなスペースで、温泉水を利用したさまざまな治療法を行うブースに区切られている。治療室に入る前に、ガウンとサンダルを借りて着替える。着ていた物はカウンターに預ける。貴重品は保管箱に入れて鍵。ガウンの色で保険対象の患者か研究被験者か区別される。

・温泉水入浴：個室の小さなハバードタンクにはジェット装置が付いており、ジェットの水压を全身に受けながら温泉入浴する (Fig. 3)。入

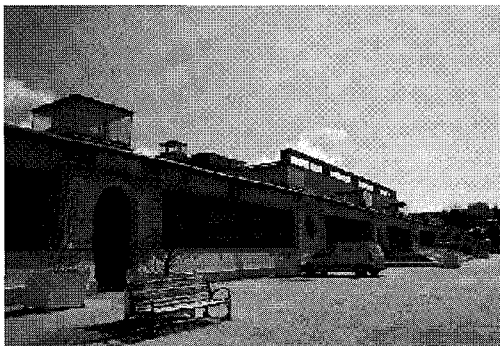


Fig. 2 Thermes Nationaux Chevalley



Fig. 3 Thermal spring water bath with jet

浴中は、水治療師がシャワーによる水圧注を手指や手関節に当てる。ジェットやシャワーによる水圧注を一種のマッサージ効果とみなすようだ。水温は温泉療法センター指定の37.5℃。国立スパで用いる温泉水はすべて37.5℃に設定している。

水は患者ごとに入れ替える。使用後は毎回、バスタブ内の湯垢を取り、バスタブ下の水も完全に除去し、消毒殺菌する。

・*Massage sous l'eau* (Fig. 4) : 「水の下でのマッサージ」の意味で、アフュージョン(ベッドの上から温泉水が滴り落ちる)の下でワセリンを用いたマッサージをマッソ-キネが行う。

・*Douche massage* : 「シャワーマッサージ」の意味で、3mくらい離れた所からマッソ-キネがまるで消火器のようなシャワーを用いて、筋肉や関節を狙って行う温泉水圧注。患者に対して、医師が水圧を決定する。

・蒸気浴 : Aix-les-Bains のエンジニアが温泉水を用いた蒸気浴装置を開発したため、この地の蒸気浴が有名になったと言う。椅子坐位で手指の症状に対して手の蒸気浴、下肢の症状や全身的な循環改善を目的に下肢の蒸気浴、背部の蒸気浴などが行われていた。繊維筋痛症の治療のプログラムの一環にも取り入れられている。

蒸気浴と温泉水ジェットの両方が受けられる装置も開発された (Fig. 5)。背をもたれかけて坐ると、後頸部・背部・腰部に蒸気浴。次いで、

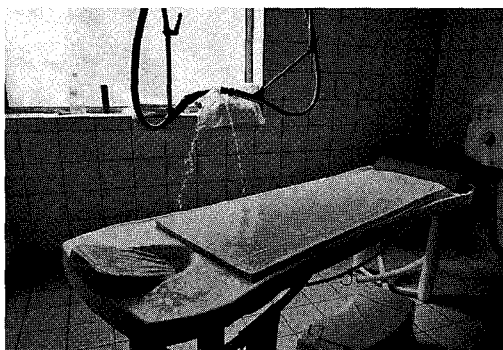


Fig. 4 Massage with affusion (*massage sous l'eau*)

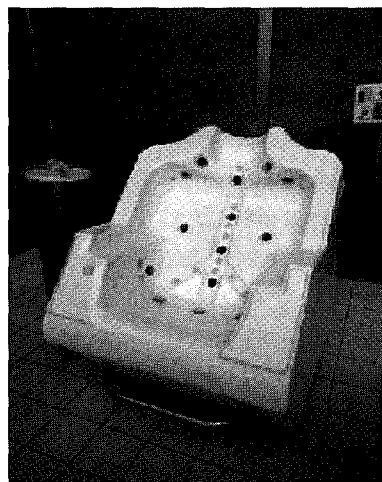


Fig. 5 Invention to provide both a steam bath and thermal spring water jet massage

背腰部に温泉水ジェットが続く。

・医療マッサージ室 : 医療マッサージを行うマッサージ室は、ベッドがひとつ置かれた部屋で日本でも見慣れた風景だが、マッソ-キネや患者の気分に合わせて照明の色を七色に変化させられる装置付きである。

・泥療法 : 温泉ミネラルを含んだ47℃の泥を1回に15~18kg使用して身体に塗り、ラッピングして約20分間放置する。泥を厚く塗ることで47℃の泥の温度は15分後でも45℃に保たれる。2日に1回のプログラム。

・治療プールでの運動療法 : 2日に1回行われる10分間のプログラムで、37℃、33℃、23℃と温度の違う3つの温泉水プールを利用してマッソ-キネが患者グループに運動法を指導する。自宅に帰ってからも自分のできるように指導するのが目的のひとつ。立位で歩き方、骨盤の動かし方、片足飛び、姿勢の矯正などを、立位困難者には水中椅子坐位で上下肢の運動を、車椅子使用者は籠に入れて水中で運動を行わせる。プールに着いたジェット機能で背部に水圧注を行う。33・37℃でリラックスした体を、最後は23℃のプールでウォーキング、引き締めて終わる。交代浴はしない。

b) 呼吸器・耳鼻科疾患に対する温泉療法

Aix-les-Bains の Marlioz 地区に呼吸器・耳鼻科疾患に効果がある医療保険適応の温泉療法センター Thermes d'Aix-les-Bains Marlioz がある (Fig. 6)。源泉は 24℃、泉質は硫化カルシウム。温泉水を用いた耳鼻科ケア(鼻洗い・吸入)、呼吸器リハビリや禁煙プログラムが実施されていた。医師の処方箋に基づいて技師が行っていた。

禁煙プログラムには、自己への気づきサポートとして、ソフロログによるソフロロジーが取り入れられている。ソフロロジーは、禅の流れを汲む瞑想法で、呼吸法やイメージ療法が組み込まれているようだった。隣接のリラクゼーションスパ(後述)のベッドに横たわって目を閉じて受けた。

c) 水(水道水)を用いたリラクゼーションスパ

前述の温泉療法センター Thermes d'Aix-les-Bains Marlioz の隣には、水を利用したリラクゼーションスパ施設 Marlioz l'institut Thalassa があり、一般健康者がリラクゼーション目的で利用する。

施設には、ジェット付き温泉入浴室、ジェットや蒸気、温泉水を組み合わせた機器や温泉水のリラクゼーションプールがある。リラクゼーション施術のためのブースが 16 あり、ロミロミ、カリフォルニア式、タイ式、シアツ-アンマ、



Fig. 6 Thermes d'Aix-les-Bains Marlioz

推拿など、世界で人気のマッサージが受けられる。施術は業界認定資格やエステティシヤンの資格を持つ施術者が行う。医療目的ではないため、マッソ-キネの資格を持つ人はいない(マッサージの免許制度については後述)。

2) Avène の温泉療法

皮膚科治療を行う温泉地はフランスに 9 カ所ある。Avène 温泉はそのひとつで、アベンヌテルマリズムセンター Etablissement Thermal d'Avène Les Bains (Pierre Fable 社により運営) は、皮膚科領域のスペシャリストをそろえており、マッサージ師が皮膚科治療のためのマッサージを行うと聞いたので訪問した。以下は、Directrice の Marie-Ange Martincic 氏が Avène 温泉の水と療法について説明してくださった内容である。

a) Avène 温泉の沿革

18 世紀半ばに馬の皮膚病に効果があったことから温泉は発見された。1826 年にパリの皮膚科医が Avène 温泉水の皮膚科領域への効果の最初の科学的論文を発表した。1871 年シカゴで大火災があり、その時に Avène 水をボトルに入れて運び、火傷治療を行った。Avène 水を本センター内では飲用、外用として治療に用いる。現在はここでだけその水を飲むことができる (Fig. 7)。研究により、飲用で内蔵粘膜に効果があることが示されている。

1975 年に温泉療法センターが設立された。小さな建物だった。その後、20 年間に 100 の科学的な研究を発表してきた。2004 年に現在の新センターが完成した。建物内に研究室があり、そこには 4~5 人の研究者が常駐して Avène 水の研究を行っている。Toulouse にも研究室があり、さらに多岐に渡る研究(皮膚科学、皮膚細胞・角層への水の効果や地質学的研究、水のミネラル成分や微生物学的研究等)が行われている。

b) Avène 水の特徴

源泉は 25.6℃。それを治療のために 34℃に

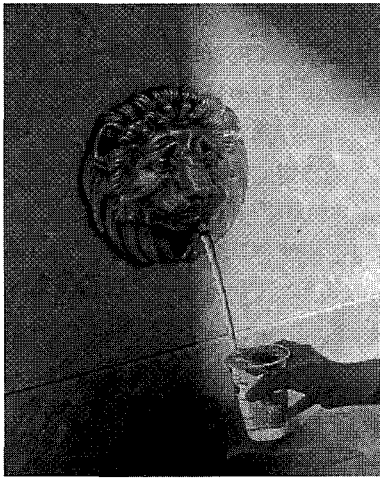


Fig. 7 Avène thermal spring water for drinking therapy

温める。皮膚科領域では、皮膚が炎症状態にあるため、高温での使用はできず、34℃が上限である。Avène水はミネラル微量含有水で、成分は重炭酸塩、カルシウム、マグネシウム（フランスでは、温泉水をミネラル含有量により4段階に分類する。250mg/L以下：ミネラル微量含有水、250～500mg/L：低ミネラル含有水、500～1500mg/L：中ミネラル含有水、1500mg/L以上：高ミネラル含有水）。掻痒、炎症、乾燥、粘膜炎に効果がある。

c) 患者数と疾患

フランスの温泉地の多くは冬季は休業する。著者らはここの春季オープンを待って調査の日程を組んだ。訪問した3月27日はオープン2日目、初日の昨日は100人と患者数は少なかったが、1シーズン2,600人来所、1日平均250人の治療を行う。7～8月は患者数が多く、1日平均400人治療する。患者はフランス全土、また世界中から訪れ、その70%が子供である。慢性皮膚科疾患の治療——アトピー性皮膚炎、乾癬、加齢に基づく皮膚症状等の治療を行っている。

d) 温泉水を利用した治療

・温泉水入浴：通常はまず皮膚の鎮痛を目的に温泉入浴を行い、次いでシャワーにより脱落し

た皮膚を洗い流す。Aix-les-Bains で見たのと同様、ジェット付ハバードタンクで34℃の温泉水入浴をする。一人の患者の使用後、水を流して洗浄、次の患者のために自動的に温泉水が入り、湯を温める機能がバスタブに付いている。ベビー用バスタブもある。

・頭皮シャワー

・*Massage sous l'eau*（アフュージョンの下でのマッサージ）：温泉水を流しながら、マッソ-キネが滑材を用いずにゆっくりと静かに軽い強擦法を10分間行う。この皮膚科領域でのマッサージはフランスでもここのマッソ-キネ Andre Boy 氏だけの技術で11年間行っている。著者はこれを学びたくて訪問した。治療の後クリームを塗布する。

・*Douche massage*（シャワーマッサージ）：皮膚科疾患では、水圧が難しく、皮膚を傷つけやすいので医師のみが行う。

・温泉水湿布：温泉水をしみ込ませた布を炎症箇所に10分間当てる。

・その他の療法：ボディワークも週1～2回受けることができる。

・medical make-upの推奨：3週間の湯治が終わっても皮膚の赤みなどがある人の社会復帰のために、エステティシャンが患者に特別な技術を教える。

3. 海洋療法

1) 海洋療法 *la thalassothérapie*（以下、タラソテラピー）とは

古代ギリシャ等の学者により、海水にはある種の治癒力があると考えられた。1835年にフランス医学アカデミー l'Académie de médecine は、海水の温泉水との同一性を認め、1849年に海水を温めた施設 *l'établissements de bains de mer* もテルメと同一視されるようになった。Dr. Bagot LE. (1862-1941) が海洋性気候・海水・*masso-kinésithérapie*（後述）を併せたタラソテラピーの基本となる施設 *l'Institut de Rockroum*（現在の Roscoff）をブルターニュ地方に

設立し、1903年には、温めた海水中で運動を行うリウマチの治療法を開発した。1904年、Quinton R. が海水と人の血漿の有機的同一性について科学的に著した³⁾。

フランスタラソセラピー組合 France Thalasso では、「タラソセラピーは、医師の指導の下、予防と治療を目的に海水・海泥・海藻・砂・海洋性物質・海洋性気候を組合せて使用することとしている。1998年までは、医師による診断と国家資格を持つマッソ-キネの施術に健康保険適用が認められていたが、保険の赤字問題や効果の疑問視などから、1~2軒のリハビリや医療施設を除き、適用廃止となった。現在、大西洋・地中海沿岸沿いに約50軒ものタラソセラピーセンターが点在し、一週間の滞在を中心に、エステやアロマセラピーなども組合せたフランスで人気の自然療法になっている。

2) タラソセラピー体験

著者らはカマルグ湿原の南端、地中海に面した風光明媚な地 Port Camargue のタラソセラピーセンター Thalassa Port Camargue を訪ねた。Cure Vitalite/Marine という1日リラクゼーションコース(98ユーロ)を受けた。プログラムには、以下4施術が含まれる。使用されている水は温めた海水である。

・ Douche Sous Marine : ジェットバス入浴と全身にシャワー圧注を行う。

・ Jet Sous Marin : 海水プールでの運動、ジェット機能を利用した抵抗運動、筋肉や関節へのジェット圧注。水治療師が指導。

・ Douche a Jet : 温泉療法で見た *Douche massage* (シャワーマッサージ) と同じだが、ここでは水治療師が行う。水圧を設定するのは医師だと言う。

・ Algues Laminaires : 海泥を身体に塗ってラッピング

III マッサージ事情

1. マッサージの資格制度と業務

フランスでは、「マッサージ *massage*」と言えば、医療マッサージを指す。よって、マッサージ師とは、医療マッサージを行う人のことで、*masseur-kinésithérapeute* (直訳すれば、マッサージ・運動療法士となるかもしれないが、「マッサージ」や「運動療法」はフランス独自の概念があり、今回は「マッソ-キネ」と紹介した)の免許状を持つ人である。これは国家資格で、フランスで医療マッサージを行える唯一の資格で、国はその数をコントロールしている。仕事の内容から、日本のあん摩マッサージ指圧師、柔道整復師、理学療法士、作業療法士を包括した職のように感じられた。

マッソ-キネの施術には国の健康保険が適応となる。マッソ-キネには開業権も認められており、勤務先としては、公立病院、個人クリニック、個人開業、共同開業などがある。

温泉療法は医療として行われているので、見学した Aix-les-Bains の国立スパや Avene のテルマリズムセンターでは、マッソ-キネが施術を行っていた。

一方、リラクゼーションを目的として行うマッサージのことを *praticien bien-être* と言い(フランス語の *bien-être* は well-being の意味で、ウェルビーイングの施術の意)、“*massage*”という用語は用いない。フランスでは、これは法的規制はないと言うが、今回見学させていだいた温泉地のリラクゼーション施設 Marlioz l'institut Thalassa、タラソセンター Thalassa Port Camargue、また、パリ市内のリラクゼーションサロンでも、「客の安心・安全の目的」として、主にエステティシヤンの資格を持つ人が行っていた。

エステティシヤンについては、国内統一資格 *Certificat d'Aptitude Professionnelle* (CAP) があり、エステティシヤンの行ういわゆるマッサージ施術を “*modelage*” と呼んで、*massage* とは区別している。CAP はエステの基本資格で、美顔マッサージと顔の化粧・マニキュア

が許可される。エステには、さらに段階的に高いレベルの資格があり、それぞれの資格で施術できる部位や内容が制限されている。

2. マッサージの沿革と教育

薬剤があまりなかった19世紀には、フランスでは、マッサージは医師の治療行為であった。しかし、医学の発展に伴い、医師の仕事量が増えたことからマッサージを専門に行う職業ができたと言う。19世紀末には、3カ月の教育でマッサージを習得した。1920年頃から医療マッサージと体操法を行う人の資格があった。1946年から現在のマッソ-キネの国家資格制度が始まった。

現在、マッソ-キネ教育は、専門学校 *instituts de formation de masso-kinésithérapie* (IFMK) で行われる。大学入学資格取得（バカロレア合格）後、IFMKの入学試験を受ける。狭き門で多くの人には1年は浪人するという。

IFMKは3年課程で3,300時間の教育を受ける。そのうち、1,460時間は病院や個人施術所での実習である。卒業後、国家試験を受験する。医学、マッサージ、リハビリと学ぶべき内容の増加から、2012年9月から4年制になる。「職業教育は専門学校で」という欧州の慣習があるので大学にはしないが、一般の大学卒に相当する価値のディプロマを付与できるカリキュラム編成となる。

IFMKは全国に36校あり、そのうち3校は視覚に障害のある人向けの学校である。フランスでは、視覚障害者となった医師による視覚に障害のある人へのマッソ-キネ教育が1906年から始まり、現在、約7万余人のマッソ-キネのうち、2000~2500人が視覚に障害のある人であり、医療現場で働いている。

一方、エステティシャンになるための専門学校入学要件は義務教育終了（バカロレア取得は不要）であり、社会歴のある人は9か月の教育でCAP取得のための受験ができる。

3. 日本のマッサージの資格制度

比較として、日本のマッサージの資格制度について言及する。

日本では、医師以外の者で、あん摩、マッサージ若しくは指圧を業としようとする者は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律昭和22年12月20日法律第217号（以下、あはき法）第1条により、あん摩マッサージ指圧師免許を受けなければならないことが定められている。この免許は、高校卒業後、3年以上、文部科学大臣の認定した学校又は厚生労働大臣の認定した養成施設で知識や技能を修得して、厚生労働大臣の行うあん摩マッサージ指圧師国家試験に合格した者に対して、厚生労働大臣が与える国家資格である（あはき法第2条）。

一方、整体やカイロプラクティック等と呼ばれるその他の手技による医業類似行為については、法的資格制度がないまま多く行われている。仙台高裁判決（あん摩師はり師きゆう師及び柔道整復師法違反被告事件。仙台高裁昭和29年6月29日判決。昭28（う）第275号）では、医業類似行為とは、「疾病の治療又は保健の目的を以て光熱器械、器具その他の物を使用し若しくは応用し又は四肢若しくは精神作用を利用して施術する行為であって他の法令において認められた資格を有する者が、その範囲内でなす診療又は施術でないもの」とされており、この医業類似行為はあはき法第12条では禁止行為である。この点がフランスと日本との大きな相違点である。

IV 終わりに

日本の温泉地でも昔から温泉病院があり、慢性疾患のリハビリなどが行われてきた。また、ホテルや旅館では、あん摩マッサージが受けられ、旅行者や湯治客の温泉入浴後の楽しみのひとつであった。そんな日本の文化を生かしながら、フランスの温泉地の新しいコンセプトに学び、地域・お湯・健康・医療の連携、身体と心

のケア・サポートのシステム構築が実現すれば、日本の温泉文化の新たな発展——地域興し、仕事の創出、高齢ストレス社会の医療・健康への貢献——につながると考える。

謝辞

本原稿における今回の視察部分は、平成 23 年度筑波技術大学教育研究等改革・改善事業プロジェクト『鍼灸学専攻の魅力ある教育カリキュラム編成（新コース設定）に向けての調査研究』の経費を得て行った。

引用文献

- 1) Dubois O, Salamon R, Germain C, et al: Balneotherapy versus paroxetine in the treatment of generalized anxiety disorder. *Complement Ther Med* 2010; 18 (1): 1-7.
- 2) Forestier R, Desfour H, Tessier JM, et al: Spa therapy in the treatment of knee osteoarthritis: a large randomised multicentre trial. *Ann Rheum Dis* 2010; 69 (4): 660-5.
- 3) Quinton R. *L'eau de Mer, organique*. Libraires de l'Académie de Médecine, Paris, 1904.

Contributed Paper

Spa Therapy and Massage in France

Nozomi DONOYAMA¹⁾, Yasuko JOUANDEAU²⁾, Tomomi NARUSHIMA¹⁾

Abstract

We report here on the current situation, regulations by law, and education of spa therapy and massage in France, as determined through a survey study on massage conducted by our university in France between March 19 and 28, 2012. Spa therapy is one of France natural therapies and means 'health through water' in Latin. It includes balneotherapy (*le thermalisme*) using thermal spring water, thalassotherapy (*la thalassothérapie*) using sea water, and hydrotherapy (*la balnéothérapie*) using water. At present in France, there are 105 balneotherapy centers (*Thermés*) at 89 sites with thermal spring water, located mainly in mountainous regions. National medical insurance can be used for 18-day balneotherapy treatment of 12 symptoms, provided as a 3-week stay (excluding Sundays) in sites with thermal spring water. Thalassotherapy, on the other hand, is currently regarded as a form of relaxation. Balneotherapy and thalassotherapy both include bathing with jets, showers (*douche*), exercise in the pool, mud therapy (mud pack and wrapping), and massage among other treatments, but there are differences between the two: balneotherapy uses thermal spring water while thalassotherapy uses sea water; the aim of balneotherapy is to treat or prevent disease while that of thalassotherapy is to promote well-being (relaxation); subjects for balneotherapy are patients, whereas those for thalassotherapy are generally healthy people.

The term '*massage*' in France refers only to massage provided in medical practice, by massage therapists (*masseur-kinesithérapeute*) who hold a national massage therapy license. The treatment they provide is covered by national medical insurance. They work in hospitals, clinics, rehabilitation centers, and balneotherapy centers and can run their own massage clinics. In contrast, the term 'relaxation massage' (*praticien bien-être*), which refers to massage for well-being and is never called "*massage*" in order to distinguish it from medical massage, is not regulated by law. There is a self-regulatory body, that issues licenses for aestheticians, *Certificat d'Aptitude Professionnelle* (CAP). Their practice is known as *modelage*. The balneotherapy centers we visited employed licensed *masseur-kinesithérapeutes*, hydrotherapists who received 600 hours of training, and assistants with no licenses. The thalassotherapy centers mainly employed estheticians with CAP.

Key words: France, SPA therapy, balneotherapy (*le thermalisme*), thalassotherapy (*la thalassothérapie*), massage

1) Course of Acupuncture and Moxibustion, Department of Health, Faculty of Health Sciences, Tsukuba University of Technology

2) SPA journalist, Former French Embassy Economic Department